

## 第1回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年7月25日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1番 百々英夫

2番 小田原憲一

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 上田幸作

農政係長 酒井美和子

農地係長 中山正教

## 5 議 事

- |        |         |                               |
|--------|---------|-------------------------------|
| 日程第 1  |         | 総会成立報告                        |
| 日程第 2  |         | 開会                            |
| 日程第 3  |         | 議事録署名委員の指名                    |
| 日程第 4  |         | 会期の決定                         |
| 日程第 5  |         | 会務報告                          |
| 日程第 6  | 選挙第 1 号 | 浜中町農業委員会会長の互選について             |
| 日程第 7  | 選挙第 2 号 | 浜中町農業委員会会長職務代理者の互選について        |
| 日程第 8  |         | 浜中町農業委員会委員の議席の決定について          |
| 日程第 9  | 選任第 1 号 | 浜中町農業委員会部会委員の選任について           |
| 日程第 10 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 11 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                  |
| 日程第 12 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について        |
| 日程第 13 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について        |
| 日程第 14 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農業生産法人の定期報告について |
| 日程第 15 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について             |
| 日程第 16 |         | 次回総会日程（予定）について                |

事務局 長

第1回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名全員の出席でございます。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、以後の会議は、会長が決定されるまでの間、慣例によりまして町長が仮議長として取り進めさせていただきますので、御了承願います。

それでは、開会と併せまして、町長より御挨拶を申し上げます。

町 長

浜中町農業委員会第1回総会の開催にあたり、ひと言御挨拶を申し上げます。

第22回農業委員統一選挙が7月6日に執行され、釧路管内では釧路市、釧路町を除く6町村で改選がありました。

本町は、定数9名の立候補だったため、無投票での当選が決定しております。当選されました委員の皆様、まことにめでとうございます。

また、浜中町農業協同組合様、釧路地区農業共済組合様より各1名、浜中町議会より2名の推薦をいただき、4名の委員を選任させていただきました。よろしくお願いたします。

13名のうち、6名の方が新たな農業委員となっておりますが、継続の方を含め、今後3年間、農家の代表として、農業委員会行政を執行していただくことになりました。

あらためてよろしくお願いたします。

改選後、最初の総会は、農業委員会等に関する法律に基づき、町長が招集することになっておりますことから、本日、招集いたしましたところ、時節柄大変お忙しい中、全員の出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて、独立した行政委員会として、法律に基づく一般所掌事務のほか、農業、農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議し、また、町長の諮問に答申するという農業者の代表機関として重要な役割を担っております。

近年の農業情勢が大変厳しいということは皆様が一番実感しているところと思いますが、原油価格高騰による燃油価格や生産資材費の高騰、乳価の低迷など経営環境は非常に厳しく、また、後継者不足、過疎化・高齢化の進行という問題の深刻さが年々強まっております。

加えて、TPP参加問題や、昨年12月に政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」がとりまとめられ、農業・農村全体の所得を、今後10年間で倍増させることを目指した農政改革が本年度を実行元年として展開されるとともに、規制改革の観点から農業委員会、農業生産法人及び農業協同組合の在り方等の方向付けがなされたところであります。

国の規制改革会議の提言に基づき、本年6月に閣議決定された「規制改革実施

計画」では、既に事業が始まっている農地中間管理機構による新しい農地の流動化対策や利用関係、農業生産法人の見直し、農業協同組合の見直し、そして農業委員の公選制の廃止や農地利用最適化推進委員の新設等、農業委員会等の見直しが盛り込まれ、来年1月招集の通常国会において順次法政化されようとしており、農業、酪農及び農業委員会を取り巻く環境は、依然として厳しい環境と言いますか、大きな転換点になっていると考えるところです。

この度、農業委員となられました皆様は、地域において指導的な立場におられ、豊富な知識を持たれている方々でありますので、本町の酪農業の振興のため、農業委員会の皆様が一つになって、より一層の御尽力をいただくとともに、町の農業行政に対し、御助言、御提言を賜りますよう心からお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

なお、浜中町農業委員会会議規則第6条第1項では、「会長は、委員の互選により決定し、会議の議長となる。」とされておりますが、会長が決定されるまでの間、慣例に従いまして私が仮議長として議事を進めさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、選挙委員の届出順により、1番嵯峨委員、2番白川英之委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

町 長 異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

町 長 事務局より報告が終わりました。  
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

町 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 選挙第1号浜中町農業委員会会長の互選についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をさせます。

事 務 局 長 選挙第1号浜中町農業委員会会長の互選について、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会の会長は、農業委員会等に関する法律第5条第1項において「農業委員会に会長を置く。」と規定されており、また、会長の互選については、浜中町農業委員会会議規則第6条第1項により「会長は、委員の互選により決定し、会議の議長となる。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき会長を互選しようとするものでございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

町 長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

会長の互選の方法については、無記名による投票の方法と指名推薦による方法の2通りがございますが、どちらの方法による互選がよろしいかお伺いします。

2番白川委員。

白 川 委 員 農業委員会としての会議の性質上、指名推薦の方法がよろしいかと思えます。

町 長 ただいま、指名推薦という発言がありました。

お諮りいたします。

会長の互選方法を、指名推薦とすることに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

町 長 異議なしと認めます。

よって、会長の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。

それではここで、会長としての適任者を推薦願います。

2番白川委員。

白 川 委 員 長年の経験から、梅原順一さんが会長として適任と思われまますので、推薦いたします。

町 長 ただいま、梅原委員を会長として推薦がありました。他にありませんか。

各 委 員

(なしの声)

町 長

他に指名推薦なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま、会長に推薦された梅原委員を、浜中町農業委員会会長とすることに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

町 長

異議なしと認めます。

よって、梅原委員が浜中町農業委員会会長に決定しました。

日程第7以降につきましては、浜中町農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長になられました梅原委員に、議長として議事進行をお願いします。

(議長交代)

事 務 局 長

それでは、ただいま会長に就任されました梅原委員より御挨拶をいただきます。

会 長

ただいま会長ということで推薦をいただきましたけれども、委員皆様方の御協力、御指導によりまして3年間勤めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。

また、会議等の進行につきましては、前会長の方式を継承していきたいと思っておりますので、この点につきましてもどうぞよろしく願いたします。

まだ話さなければならないこともあるのかもしれませんが、突然の指名でまだ心の準備も調っていない状況でございますので、今後の皆さんの御活躍に期待いたしながら、以上を申し上げまして就任の挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いたします。

(拍手)

事 務 局 長

ありがとうございました。

事務局から一点御報告がございます。

ただいま会長に就任されました梅原会長は、農業委員会等に関する法律第41条第2項第1号の規定により、北海道農業会議の1号会議員となりますので、御本人の了解をいただきますとともに、委員の皆様には、このことについての確認

と御了承をいただきたいと思います。

それでは、これ以降についての議事は梅原会長より進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議 長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

日程第7 選挙第2号浜中町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。事務局より提案の理由を説明させます。

事 務 局 長

選挙第2号浜中町農業委員会会長職務代理者の互選について、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会の会長職務代理者は、浜中町農業委員会会議規則第6条第2項において「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されております。

また、会長職務代理者の互選については、同会議規則第6条第3項により「代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき会長職務代理者を互選しようとするものでございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

会長職務代理者の互選の方法については、無記名による投票の方法と指名推薦による方法の2通りがございますが、どちらの方法による互選がよろしいかお伺いします。

3番穴吹委員。

穴 吹 委 員

会長と同じく指名推薦がよろしいと思います。

議 長

ただいま、指名推薦という発言がありました。

お諮りいたします。

会長職務代理者の互選方法を、指名推薦とすることに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。それではここで、会長職務代理者としての適任者を推薦願います。

3番穴吹委員。

穴吹委員	会長職務代理者には、白川英之委員を推薦いたします。
議長	ただいま、白川英之委員を会長職務代理者として推薦がありましたが、他にありませんか。
各委員	(なしの声)
議長	他に指名推薦なしと認めます。 お諮りいたします。 ただいま、会長職務代理者に推薦された白川英之委員を、浜中町農業委員会会長職務代理者とすることに御異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、白川英之委員が浜中町農業委員会会長職務代理者に決定しました。  それではここで、会長職務代理者に就任されました白川英之委員より御挨拶をいただきます。
白川委員	ただいま推薦をいただきました白川です。 会長職務代理として、会長を補佐しながら浜中町農業の発展のために、地域推薦の農業委員としての付託に堪えられるような農業委員活動をしていきたいと思っておりますので、皆さんの御協力よろしく願いいたします。  (拍手)
事務局長	ありがとうございました。 ここで、町長は他の公務の都合がございますので、退席させていただきますことをお許してください。
町長	それでは皆様、3年間どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、ありがとうございました。  (町長退室)
議長	日程第8 浜中町農業委員会委員の議席の決定をいたします。事務局より説明させます。

事務局 長

浜中町農業委員会委員の議席の決定について、御説明申し上げます。

浜中町農業委員会委員の議席の決定については、浜中町農業委員会会議規則第9条第1項において「委員の議席は、一般選挙後の最初の会議において「くじ」で定め、番号票を付する。」と規定されております。

つきましては、本会議が一般選挙後の最初の会議となりますので、この規定に基づき議席を定めようとするものでございます。

なお、会長の議席は13番とすることで決定させていただきますので、御了承賜りますようお願いいたします。

議 長

それでは、仮議席1番から「くじ」を引いていただきます。

(くじを引き、事務局に番号を告げる)

議席が決定しましたので事務局より報告させます。

報告が終わりましたら、各委員は所定の議席に移動願います。

事務局 長

議席の報告をいたします。

議席番号は、1番百々委員、2番小田原委員、3番永洞委員、4番穴吹委員、5番白川俊明委員、6番新井委員、7番橋場委員、8番嵯峨委員、9番松家委員、10番白川英之委員、11番堀金委員、12番谷口委員。

以上のように決定しております。座席の移動をお願いいたします。

(各委員移動)

議 長

日程第9 選任第1号浜中町農業委員会部会員の選任についてを議題といたします。事務局より提案の理由を説明させます。

事務局 長

選任第1号浜中町農業委員会部会委員の選任について、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第19条第1項では、「選挙による委員の定数が2人以上の農業委員会に、農地の利用等に関し一定の事務を処理するため農地部会を置くことができる。」と規定されております。

本委員会においては、選挙による委員の定数が、条例で9人と定められており、法律の根拠としての部会の設置はできませんが、農業委員会の所轄業務を適格に処理するため浜中町農業委員会内規により内部機関として部会を設置することとしております。

内規第1条では「農政部会並びに農地部会の設置」に関する規定、第2条では

「部会の定数をそれぞれ6名」とする規定、第5条第1項では「部会の委員は、会長が本委員会に諮って決める。」と規定されております。

本案は、以上の規定に基づき農政部会、農地部会それぞれの委員を選任しようとするものでございます。

なお、会長については部会の定数に含まれておりませんので、この点を申し添えますとともに、従来部会委員の選任にあたりましては、御本人の希望をお伺いし、定数が超えた場合には会長により調整を図っておりましたが、この度の改選では約半数の方が新人であり、所轄業務についても今後の活動を展開していく中で、徐々に認識されていかれるものと思われまますので、今回につきましては御本人の希望に依らず、会長からの指名により決定させていただきますことを御了承賜りたいと存じます。

また、正副部会長の選任については、内規第6条第2項の規定により「部会の委員の互選による。」とされておりますことから、総会の場においては互選ができませんので、部会委員が選任された後の各部会において、それぞれの正副部会長について、互選を賜りますようお願いいたします。

以上のおおりに、本案について提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

提案理由の説明が終わりました。

ただいまの説明にもありましたように、部会の委員については、浜中町農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が本総会に諮って決めたいと思います。

これより、職務代理者に協力いただき調整いたしますので、この際、会議を一時中止します。

(会長、職務代理者、事務局長別室へ移動)

中止前に引き続き会議を開きます。

地域のバランス、当選回数、経験などを勘案し、職務代理者と慎重に協議をいたしました。その結果について発表いたします。

農政部会には、1番百々委員、2番小田原委員、5番白川俊明委員、6番新井委員、9番松家委員、12番堀金委員。

農地部会には、3番永洞委員、4番穴吹委員、7番橋場委員、8番嵯峨委員、10番白川英之委員、11番谷口委員。

以上のように決定させていただきました。

会議を暫時休憩いたします。

(休憩中に各部会開催)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配付のとおり、追加議案の提出がございますので、これを日程に追加し、日程第10以降として議題にすることといたします。

日程第10 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について同法第3条第1項本文に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本件は2件の届出であります。整理番号1の届出人は、浜中東4線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日であります。

次に、整理番号2の届出人は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は合計〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日であります。

以上のとおり報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を、整理番号順に行います。

整理番号1の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。  
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。

本案につきましては1件の願い出であります。浜農委26-10号の願い出人は、茶内西8線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西8線〇〇〇番〇〇〇筆、面積は合計〇万〇、〇〇〇㎡で、現在、これらの土地は施設用地として利用されており、現況証明により農業用施設用地にしようとするものであります。

現地調査につきましては、永洞委員、穴吹委員、白川俊明委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、農地等以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
ここで、〇〇番〇〇委員は、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により

議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま  
す。

各 調 査 委 員 (特になしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませ  
んか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第12 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題  
とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号農地法第4条の規定による許可について、提案の理由及びその内容  
を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、政令で定める  
ところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用  
の制限が規定されております。

また、農地転用するための許可手続きとして、農地法第7条では「農地転用の  
許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農  
業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。また、農業委員  
会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に  
送付しなければならない。」とされております。

本案は2件の許可申請であります。整理番号1の申請者は、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇で、規模拡大に伴う牛舎等の増設を行おうとするもので、既存施設の位置関係と効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものです。

現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、白川俊明委員にお願いし〇月〇〇日に実施しております。

次に、整理番号2の申請者は、茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、町道へ出入りするための通作用道路を新規整備しようとするもので、施設全体の効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものです。

現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、白川俊明委員にお願いし〇月〇〇日に実施しております。

また、本案が北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して送付しようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、それぞれ調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

各調査委員

(特になしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を整理番号順に行います。整理番号1の質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農地法第5条の規定による許可について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、これらの土地について同法第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されております。

また、その許可手続きとして、農地法施行令第15条第1項では、「転用のための権利移動の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。」とされており、農業委員会は、申請書の提出を受けたときには、同施行令第7条第2項の規定により、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならないとされております。

本案は1件の届け出であります。申請地は茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇〇〇氏の後継者であります〇〇〇〇〇氏が、町道へ出入りするための通作用道路を新規整備しようとするもので、施設全体の効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、〇、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものです。

現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、白川俊明委員にお願いし〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案が北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して送付しようとするものであります。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係

長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま  
す。

各調査委員 (特になしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませ  
んか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告  
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案  
の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人  
以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生  
産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水  
産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされておしま  
す。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生  
産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされておしますが、確認す  
べき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、農  
事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、主た

る事業が農業であるか、3点目の「構成員要件」として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、4点目の「業務執行役員要件」として、役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は1件の届出で、整理番号1は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇で、別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第5号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は1件の作成要請であります。整理番号1は、姉別南3線〇〇番地、〇

〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、土地の対価は〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円ですが、この土地を〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇へ、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

以上、関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、8月26日、火曜日、午後1時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月26日、火曜日、午後1時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、8月26日、火曜日、午後1時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第1回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時55分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 8番 嵯峨 弘巳

浜中町農業委員会 10番 白川 英之

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第1回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○ ○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—